

芽室町特定不妊治療費助成事業のご案内

芽室町では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図ることを目的として、不妊治療費助成事業を実施しています。不妊治療については、令和4年4月より、医療保険が適用されましたが、引き続き助成を継続します。また、令和5年4月より、十勝管外の医療機関で治療を行った場合は、交通費及び宿泊費についても対象経費としました。（上限あり）

対象となる治療

- 体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）が対象となります。
なお、保険適用、適用外問わず治療に要した自己負担額に対し助成します。（上限あり）
※夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象となりません。

対象者

- 夫婦のいずれかが芽室町に住所がある方
- 婚姻をしている夫婦（事実婚の場合は別途申立書の提出が必要）
- 他の市町村から、同様の助成を受けていないこと、受ける見込みがないこと
- 夫婦ともに町税の滞納をしていないこと

助成の内容（額）

- ① 1回目が30万円まで、2回目以降は15万円まで助成
（40歳未満は通算6回まで、40歳以上は通算3回まで助成）
男性不妊治療は1回につき15万円まで助成
- ② 十勝管外の医療機関で治療を行った場合は、交通費及び宿泊費を①の金額の範囲内で次のとおり助成
 - ・交通費 ～ 医療機関の所在地市町村と芽室町との公共交通機関利用相当分で算定
（自家用車の場合も同様の算出で助成）
 - ・宿泊費 ～ 1万円を上限に実費分を助成（領収書の提出必要）

助成の手続き

申請する方は、芽室町役場子育て支援係に以下の書類を提出してください。

- 芽室町特定不妊治療費助成金申請書（様式第2号）
 - 芽室町特定不妊治療費助成受診等証明書（様式第3号） ※医療機関で証明を受けてください
 - 口座確認ができるものの写し
 - 治療にかかる領収書
 - 宿泊にかかる領収書 ※該当する場合のみ
 - 住民票謄本（記載事項の省略していないもの）
 - 戸籍謄本、その他婚姻関係を証明できる書類
 - 町税に滞納がない証明書
 - その他町長が必要と認める書類
- ※住民基本台帳、町税の納付状況の閲覧等に同意された方は提出不要です

<申請・お問い合わせ先>

芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場
子育て支援課 子育て支援係 TEL：62-9733